

飯塚市告示第75号

飯塚市産後ケア事業実施要綱(令和2年飯塚市告示第81号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月23日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示

改正後					改正前				
別表第2(第8条、第9条、第10条関係)					別表第2(第8条、第9条、第10条関係)				
区分	利用料	利用者負担額(世帯区分別)			区分	利用料	利用者負担額(世帯区分別)		
		市民税課税世帯	生活保護世帯	市民税非課税世帯			市民税課税世帯	生活保護世帯	市民税非課税世帯
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
アウトリーチ(食事無)	1回 11,000円	一般利用者	1回 2,000円	1回 0円	アウトリーチ(食事無)	1回 11,000円	一般利用者	1日 2,000円	1回 0円
		減額利用者	1回 500円				減額利用者	1日 500円	
備考 (略)					備考 (略)				

附 則

この告示は、告示の日から施行する。